

## 福岡県中途失明者緊急生活訓練事業について

県では、中途視覚障がいの方々を対象に、相談・助言・指導を行うとともに、必要に応じて歩行訓練士（※）などの指導員を派遣し、生活訓練を行っています。

※歩行訓練士

視覚障がいのある方が白杖を使うなどして安全に歩行できるよう指導するほか、点字やパソコンによるコミュニケーション、調理・掃除・食事など日常生活に必要な動作・技能の指導を行う専門職

専門の訓練はどんな内容なのか相談したい、話を聞きたい。

白杖の使い方を知りたい。  
白杖で安全に歩けるようになりたい。



スマートフォンの基本操作や拡大読書器の使い方を知りたい。

安全で簡単な調理方法を教えてほしい。

### 訓練内容

- ・歩行訓練士による白杖を使った歩行訓練
- ・点字やパソコン等を使ったコミュニケーション訓練  
(スマートフォンやタブレットの操作訓練など)
- ・調理や掃除などの日々の生活に必要な動作を指導する日常生活訓練

○ 実施団体：社会福祉法人福岡県盲人協会

○ 対象者：県内(政令市除く)在住の18歳以上の  
中途視覚障がい者(身体障害者手帳所有者)

○ 訓練期間：原則 1年以内

※申込状況によっては、訓練開始までに待機いただくことがあります。  
場合によっては、翌々年度以降の開始となる可能性もございます  
ので、ご留意ください。

○ 訓練回数：原則 12回まで (1回2時間程度)

○ 費用：無料 (ただし、訓練に必要な教材費等は、原則として受講者が負担)

\*訓練のお申込みや事業詳細につきましては、  
事務局までお問い合わせください。

<事務局>社会福祉法人福岡県盲人協会

電話番号：092-923-6336

FAX番号：092-923-6339

